

令和8年4月採用予定
会津若松市会計年度任用職員（補助員）
河東第三幼稚園保育補助員
選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一會計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。
河東第三幼稚園は令和8年度末で閉園のため、再度の任用はありません。

1 試験日 : 令和8年2月2日(月)

申込受付期間：令和8年1月15日(木)～1月28日(水)

※ 持参による申し込みは、8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申し込みは、1月28日必着のものまで受け付けます。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	職務内容	勤務時間	採用予定人数
幼稚園保育補助員	特別支援教育及び預り保育、保育環境整備	週4日 1日7時間45分勤務	1名程度

(2) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格のいずれかに該当する者

- ア 幼稚園教諭免許状を有する者又は採用までに取得する見込の者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
経歴審査	保育補助員として必要な職務や経験等の有無についての審査
面接試験	保育補助員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
経歴審査	事前提出	
面接試験	令和8年2月2日（月） 午前10時30分～ 会津若松市河東第三幼稚園 (会津若松市河東町熊野堂字高館 175番地)	令和8年2月中旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」、「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市役所こども保育課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所こども保育課あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面方向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和8年4月1日以降採用します。
なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。この募集は令和8年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

8 報酬

1月当たりに支給される目安額 155,372円～165,540円（予定） ※職務経歴により調整あり	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 任期中の昇給はありません。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

9 勤務場所・勤務時間・休暇等

- (1) 勤務場所は、河東第三幼稚園（会津若松市河東町熊野堂字高館175番地）です。
- (2) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までのうち週4日、1日7時間45分勤務となります。（午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 休憩時間は、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間です。

- (4) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
- (5) 条件に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の適用があります。
- (6) 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

10 その他

- (1) この試験で保育補助員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込みされた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部こども保育課に問い合わせてください。

会津若松市役所こども保育課保育グループ
(本庁舎)

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号
TEL 0242(39)1239

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>